

1 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案に対する 我が国の主なコメント案

1 ISPM 46「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「バナナ (*Musa* spp.) 生果実の国際移動」

全体意見

【意見案】

「汚染有害動植物」であっても各国がその品目において、技術的根拠に基づき検疫有害動植物とすることは各国の主権であり問題ないとする。しかし、ISPM 46 本体の適用範囲 (Scope) において、「この基準及びその附属書の適用範囲には、有害動植物の汚染又はその品目の用途の転用は含まれない。」とあることから、ISPM 46 の附属書において、汚染有害動植物 (contaminating pest) は対象として含まれない。

しかしながら、ISPM46 の本体及び附属書に記載のある対象有害動植物として加える要件に曖昧な部分があるため、「汚染有害動植物」であっても、対象品目に関係する有害動植物として含められるおそれがある。また、用途を転用する場合のみ対象となる有害動植物についても、同様に品目基準の対象の有害動植物へ含められるおそれがある。

どのような場合において、「汚染有害動植物」や「用途の転用」に該当するかについて、別途、ガイダンスを作成し、事例について示すべきと考える。

【参考: ISPM46 の附属書に対象有害動植物として加える要件】

- 技術的根拠に基づき少なくとも 1 つの締約国によって規制されていること。
- 品目基準への有害動植物の記載は、その規制の技術的根拠を構成するものではない。技術的根拠の判断は本基準を利用する輸入国にある。

3. [29] バナナ生果実に関する有害動植物

[33] 表 1. バナナ生果実に関連していると考えられる有害動植物

【修正案】

[223] **Mollusca**

[224]～[225] (略)

[226] ~~Snails (Gastropoda)~~

[227] ~~Achatinidae~~ [228] ~~Lissachatina fulica (Bowdich, 1822)~~

[230] ~~Succineidae~~ [231] ~~Succinea spp. Draparnaud, 1801~~

(仮和訳)

[223] **軟体動物**

[224]～[225] (略)

[226] ~~マイマイ類 (腹足綱)~~

[227] アフリカマイマイ科 [228] アフリカマイマイ
[230] オカモノアラガイ科 [231] *Succinea* 属

【理由】

マイマイ類は広食性であり、特に *Lissachatina fulica* は 500 種以上の植物を食するという報告がある。バナナ園地では植物体や果実にも被害等の影響がある病害虫として問題になるかもしれないが、貿易のため輸送される消費用バナナ生果実に関しては、寄主と有害動植物の関係ではなく、汚染有害動植物であるとする。

全体意見で述べたように、ISPM 46 本体の適用範囲 (Scope) において、「この基準及びその附属書の適用範囲には、有害動植物の汚染は含まれない。」とあることから、ISPM 46 の附属書において、汚染有害動植物 (contaminating pest) は含まれない。

そのため、これらの有害動植物は表 1 (バナナ生果実に関連していると考えられる有害動植物) から削除すべきとする。

3. [29] バナナ生果実に関係する有害動植物

[33] 表 1. バナナ生果実に関連していると考えられる有害動植物

【修正案】

[235] Fungi

[236]～[241] (略)

[242] Mycosphaerellaceae

[243] *Mycosphaerella musicola* R. Leach, 1941

(仮和訳)

[235] 菌類

[236]～[241] (略)

[242] Mycosphaerellaceae

[243] *Mycosphaerella musicola* R. Leach, 1941

【理由】

Mycosphaerella musicola は、葉上に症状を示し、バナナ園地では病害虫として問題になると考えるが、果実に直接的な症状 (他の植物への感染源となる病徴) が存在する情報はない。果実上に感染源が存在しなければ、国際移動する消費用のバナナ生果実では他国への侵入の経路とはならないとする。

本菌を対象にバナナ生果実の輸入を規制している国は、本菌の胞子がバナナ生果実へ付着すると判断、すなわち、汚染有害動植物として自国に侵入する可能性があるため規制していると考えられる。

全体意見で述べたように、ISPM 46 本体の適用範囲 (Scope) において、「この基準及びその附属書の適用範囲には、有害動植物の汚染は含まれない。」とあることから、ISPM 46 の附属書において、汚染有害動植物 (contaminating pest) は含まれない。

そのため、本菌は表 1 (バナナ生果実に関連していると考えられる有害動植物) から削除すべきとする。

3. [29] バナナ生果実に関する有害動植物

[33] 表 1. バナナ生果実に関連していると考えられる有害動植物

【修正案】

[235] Fungi

[236]～[247] (略)

[248] Nectriaceae

[249] ~~*Fusarium oxysporum* f.sp. *cubense* (E.F. Sm.) W.C. Snyder & H.N. Hansen, 1940, Tropical Race 4~~

(仮和訳)

[235] 菌類

[236]～[247] (略)

[248] Nectriaceae

[249] ~~*Fusarium oxysporum* f.sp. *cubense* (E.F. Sm.) W.C. Snyder & H.N. Hansen, 1940, Tropical Race 4~~

【理由】

Fusarium oxysporum f.sp. *cubense* tropical race 4 (Foc TR4) は、バナナ園地では重要な有害動植物として問題になると考えるが、バナナ果実には症状を示さない(すなわち、本菌の胞子の発生源が果実には存在しない)ため、貿易により輸送される消費用バナナ生果実は本菌の他国への侵入の経路とはならないと考える。

本菌を対象にバナナ生果実の輸入を規制している国は、本菌の胞子がバナナ生果実へ付着すると判断、すなわち、汚染有害動植物として自国へ侵入する可能性があるため規制していると考えられる。

全体意見で述べたように、ISPM 46 本体の適用範囲(Scope)において、「この基準及びその附属書の適用範囲には、有害動植物の汚染は含まれない。」とあることから、ISPM 46 の附属書において、汚染有害動植物(contaminating pest)は含まれない。

そのため、本菌は表 1 (バナナ生果実に関連していると考えられる有害動植物)から削除すべきと考える。

4. [261] 植物検疫措置の選択肢

[304] 表 3. 特定の有害動植物に対する植物検疫措置の選択肢

【修正案】

[441] **Snails**

[443] ~~*Lissachatina fulica*~~ [444] ~~Export inspection~~

[445] ~~*Succinea* spp.~~ [446] ~~Export inspection~~

[447] **Fungi**

[448]～[452] (略)

[453] ~~*Fusarium oxysporum* f.sp. *cubense* TR4~~ [454] ~~PFA; PFPP~~

[455]～[456] (略)

[457] ~~*Mycosphaerella musicola*~~ [458] SA-3

(仮和訳)

[441] ~~マイマイ類~~

[443] ~~アフリカマイマイ~~ [444] 輸出検査

[445] ~~*Succinea* 属~~ [446] 輸出検査

[447] 菌類

[448]～[452] (略)

[453] ~~*Fusarium oxysporum* f.sp. *cubense*~~ TR4 [454] PFA; PFPP

[455]～[456] (略)

[457] ~~*Mycosphaerella musicola*~~ [458] SA-3

【理由】

表1(バナナ生果実に関連していると考えられる有害動植物)からマイマイ類、*Fusarium oxysporum* f.sp. *cubense* 及び *Mycosphaerella musicola* を削除することに伴い、表3(特定の有害動植物に対する植物検疫措置の選択肢)でこれら有害動植物に対応する植物検疫措置の選択肢を削除する。

2 ISPM 46「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「さといも (*Colocasia esculenta*) 生塊茎の国際移動」

全体意見

【意見案 1】

技術的根拠に基づき用途の変更を考慮し検疫有害動植物とすることは各国の主権であり問題ないと考える。しかし、ISPM 46 本体の適用範囲(Scope)において、「この基準とその附属書の適用範囲には、有害動植物の汚染又はその品目の用途の転用は含まれない。」とある。そのため、ISPM 46 の本附属書において、消費用の植物を栽植用へ変更した場合のみに、その品目が侵入の経路となる有害動植物は対象として含まれない。

ISPM 46 には、対象品目の用途の変更における有害動植物への対応に関する内容がないため、対象品目の適用範囲とした用途では対象とならない有害動植物であっても、対象品目に関係する有害動植物として含められるおそれがある。

どのような場合において、「汚染有害動植物」や「用途の転用」に該当するかについて、別途、ガイダンスを作成し、事例について示すべきと考える。

【意見案 2】

本附属書案の消費用さといも塊茎においては、ウイルスは対象の有害動植物とならない。

消費用又は加工用として輸入されるさといも生塊茎がウイルスに感染していても、用途が変更され栽植用として利用されない限り、ウイルスが自然分散や人為分散により輸入国内へ入り込みが達成されることはない。

そのため、本附属書案において、ウイルスを表 1（さといも生塊茎に関係していると考えられる有害動植物）に含めることや、ウイルスに対する植物検疫措置を表 3（特定の有害動植物に対する植物検疫措置の選択肢）に含めることは、ISPM 46 の要件に合致しないと考える。

3. [28] さといも生塊茎に関係する有害動植物

[32] 表 1. さといも生塊茎に関連していると考えられる有害動植物

【修正案】

[32] Table 1. Pests considered to be associated with fresh *Colocasia esculenta* corms for consumption or processing

[33]~[68] (略)

[69] *Nematodes* (Tylenchida)

[70] *Pratylenchidae*

[71] *Radopholus similis* (Cobb, 1893) Thorne, 1949

[72]~[77] (略)

[78] *Viruses*

[79] *Potyvirus*

[80] *dasheen mosaic virus* (DsMV; species *Potyvirus dasheenii*)

[82] *Rhabdoviridae*

[83] *colocasia bobone disease virus* (CBDV; *Cytorhabdovirus colocasiae*)

[86] *taro vein chlorosis virus* (TaVCCV; species *Alphanucleorhabdovirus colocasiae*)

[88] ~~Tospoviridae~~
[89] ~~tomato-zonate-spot-virus (TZSV; species Orthotospovirus tomatozonae)~~

(仮和訳)

[32] 表 1. 消費用又は加工用のさといも生塊茎に関連していると考えられる有害動植物

[33]～[68] (略)

[69] ~~線虫目 (ティレンキダ目)~~

[70] ~~Pratylenchidae~~

[71] ~~バナナネモグリセンチュウ~~

[72]～[77] (略)

[78] ~~ウイルス~~

[79] ~~Potyviridae~~

[80] ~~dasheen-mosaic-virus (DsMV; species Potyvirus dasheenii)~~

[82] ~~Rhabdoviridae~~

[83] ~~colocasia-bobone-disease-virus (CBDV; Cytorhabdovirus colocasiae)~~

[86] ~~taro-vein-chlorosis-virus (TaVCV; species Alphanucleorhabdovirus colocasiae)~~

[88] ~~Tospoviridae~~

[89] ~~tomato-zonate-spot-virus (TZSV; species Orthotospovirus tomatozonae)~~

【理由】

本附属書の適用範囲は消費用又は加工用のさといも生塊茎であり、用途により関連する有害動植物が異なることから、用途を明記する。

また、ISPM 46 において、対象品目の用途の転用は対象としないことが明記されていることから、消費又は加工目的のさといも塊茎は栽植用としない限り侵入の経路とならないため、バナナネモグリセンチュウは削除すべきと考える。

全体意見で述べたように、消費用又は加工用として輸入されるさといも生塊茎がウイルスに感染していても、用途が変更され栽植用として利用されない限り、ウイルスが自然分散や人為分散により輸入国内へ入り込みが達成されることはないことから、ウイルスは表 1 から削除することを提案する。

4. [92] 植物検疫措置の選択肢

[128] 表 3. 特定の有害動植物に対する植物検疫措置の選択肢

【修正案】

[141] ~~Radopholus similis~~ [142] ~~Pre-harvest sampling of corms with laboratory testing~~

[143]～[148] (略)

[149] ~~dasheen-mosaic-virus~~ [150] ~~Removal of petiole base~~

[151] ~~colocasia-bobone-disease-virus~~ [152] ~~Removal of petiole base~~

[153] ~~taro-vein-chlorosis-virus~~ [154] ~~Removal of petiole base~~

[155] ~~tomato-zonate-spot-virus~~ [156] ~~Removal of petiole base~~

(仮和訳)

[141] バナナネモグリセンチュウ [142] 収穫前の塊茎の債主と試験室での検査

[143]～[148] （略）

[149] ~~dasheen-mosaic-virus~~ [150] 葉柄の基部の除去

[151] ~~colocasia-bobone-disease-virus~~ [152] 葉柄の基部の除去

[153] ~~taro-vein-chlorosis-virus~~ [154] 葉柄の基部の除去

[155] ~~tomato-zonate-spot-virus~~ [156] 葉柄の基部の除去

【理由】

表1（さといも生塊茎に関連していると考えられる有害動植物）からバナナネモグリセンチュウ及びウイルスを削除したことに伴い、表3（特定の有害動植物に対する植物検疫措置の選択肢）でこれら有害動植物に対応する植物検疫措置の選択肢を削除する。

（以上）